

資料 5

産業廃棄物税の課税方式の比較検討表

項目	Aタイプ	Bタイプ	B'タイプ
考え方	排出事業者が納稅義務者として直接、納稅行為を行う。	排出事業者が納稅義務者として特別徵収義務者を介して納稅行為を行うが、中間処理業者も納稅義務者となる。	最終処分業者が納稅義務者として直接、納稅行為を行う。
仕組み	<pre> graph TD A[排出事業者] --> B[中間処理業者] B --> C[最終処分業者] B --- D[課税] C --- D subgraph Note direction TB E["(処理係数を設定)"] end E --- D </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] --> B[中間処理業者] B --> C[最終処分業者] B --- D[課税] C --- D subgraph Note direction TB E["特別徴収義務者"] end E --- D </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] --> B[中間処理業者] B --> C[最終処分業者] C --- D[課税] </pre>
課税対象	産業廃棄物を自区内の中間処理施設又は最終処分場への搬入する行為	自区内の最終処分場に産業廃棄物を埋立する行為	自区内の最終処分場に産業廃棄物を埋立する行為
納稅義務者	排出事業者	排出事業者（中間処理業者を含む）	最終（埋立）処分業者
納稅方法	申告納付	特別徵収（自社処分の場合は申告納付）	申告納付
特別徵収義務者	なし	最終（埋立）処分業者	なし
長所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者に排出抑制及びリサイクル促進のインセンティブが直接的にはたらく。 ○ 中間及び最終処理業者は、処理料金への転嫁が不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル促進と埋立量削減のインセンティブが中間処理業者に直接的にはたらく。 ○ 免税点がないことから、すべての排出事業者が対象になり、税の公平性が保たれ、排出抑制のインセンティブが間接的に全量に及ぶ。 ○ 排出事業者に対しても、最終処分量の削減に直接的に働きかけ、リサイクルの促進が可能である。 ○ 排出への課税と異なり、中間処理後最終処分されるものに対する換算係数の設定、免税点の設定、リサイクル施設への搬入の課税除外などが必要であり、税制度が複雑である。 ○ 最終処分業者（許可対象）が限られるため、課税対象の把握が最も容易で、運用上税負担の公平性が確保できる。 ○ 他の徵稅方式に比べて、徵稅コストが最小である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税制の仕組みが簡素である。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免税点を設けた場合、課税ベースが狭まり、免税点以下の排出事業者に発生抑制のインセンティブが働かず、税負担に偏りが生ずる。 ○ 申告で納稅時の納稅義務者の事務負担が大きい。 ○ 中間処理段階での換算係数や税率設定の根拠が不明確である。 ○ 中間処理業者によるリサイクル等の推進が期待できない。 ○ 中間処理後に最終処分する場合の換算係数や免税点の設定、リサイクル施設への搬入の課税除外などが必要であり、税制度が複雑である。 ○ 課税対象者の把握が難しいため、運用上税負担の公平性が確保できない可能性がある。 ○ 税制度が複雑なため、徵稅コストがかかる。 ○ 他県で最終処分に課税している場合、二重課税のおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間処理業者から排出事業者への税の転嫁がうまくなされない場合、中間処理時点での廃棄物削減へのインセンティブは小さくなり、全体として発生抑制につながらない可能性がある。 ○ 中間処理後物の埋立にも課税されることから、中間処理料金に転嫁が生ずるが、最終処分量への換算係数等が不明確であるため、転嫁の状況が表面化しない。 ○ 最終処分業者に特別徵収の事務負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなり、インセンティブは小さくなる。
備考	三重県、滋賀県	岩手県・青森県・秋田県、岡山県・広島県・鳥取県、奈良県、山口県、新潟県	北九州市

宮城県資料より